

滋賀県学校警察連絡制度についてのお知らせ

湖南省では最悪の事態を想定して、慎重に、素早く、誠実に、組織的に対応することを旨とする「生徒指導事案に対する原則」を定め、各学校や関係機関において生徒の健全育成に努めています。複雑多様化する非行問題への対応は、学校のみならず、社会全体の重要かつ緊急の課題となっています。特に携帯電話の普及に伴う交友関係や活動の範囲の広域化は、学校単独で把握・解決できる範囲を遙かに超えた問題行動・犯罪行為につながっています。

そうした問題を未然に防ぐため、県教育委員会と県警察との申し合わせにより、すべての学校と県警察および各警察署の間での情報提供その他必要な連携を行うことにしています。この制度によって明らかになった問題行動も、内容や事実を確認の上、他の問題行動と同様に指導を進めていきますので、趣旨をご理解の上、ご協力をお願いします。

連携の対象となる情報

○警察が学校へ提供する情報

- ・逮捕もしくは児童相談所へ通告した事案
- ・飲酒、喫煙、暴力行為、窃盗、万引き、自転車横領、道路交通法違反、不正乗車、深夜徘徊などの法令、条例等で禁止されている事案

○学校が警察に提供する情報

・生徒の非行に係わる事案・インターネットを利用した生徒に係わる誹謗中傷、いじめ等の事案
指導に当たって（「生徒指導湖南省スタイル」より）

①対象児童の聞き取りを正確に行います。

②事実に基づき、内省を促す指導を行います。その後謝罪の場を設定します。

※保護者への連絡、協力を依頼することがあります。※器物破損については、原状復帰（弁償）をお願いしています。

③必要に応じ警察等の関係機関と連携し適切に対応します。～・～・～・～・～・～・～・～・～・～

